

ニカラグアへの追加確認事項回答書（仮訳）

リスク評価を行う上で必要な項目で、質問票で回答の記載がなかった箇所、内容の確認が必要な箇所について、再度質問するので、回答頂きたい。

詳細な数字の記載が出来ない場合は、欄外に概況をできるだけ詳しく記載して頂きたい（様式自由）。また、データが無いか、もしくは不明な場合は「データなし」「不明」と記載して頂きたい。

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報

1986～1999年について、データが記載されていないかった。

国際貿易統計データベース(World Trade Atlas)（一部は政府発行の貿易統計）を調査したところ、米国からニカラグアへの生体牛の輸出が確認された（表参照）が、事実関係如何。

1986～1999年の輸入生体牛のデータがある場合はデータを添付すること。データが無い場合、もしくは不明の場合はその旨を記載すること。

データ無し、不明、及び回答が得られない場合、貿易統計の数値に基づきリスク評価を行うこともある。

【国際貿易統計データベース(World Trade Atlas)（一部は政府発行の貿易統計）による、生体牛の輸出頭数 (HSコード01.02)】 (単位：頭)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
米国			0	0	56	0	27	74	84	0	32	0	766

輸出国	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
米国	279	0	0	0	0	0	1	1,319

WTA 統計は我々に馴染みが無く、反映されているデータに責任を持ってないことから、この統計を用いることはできない。以下にニカラグア商務局より入手したデータを掲載する。これらのデータは我々（農牧省）のデータベースにはない。

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
米国	0	0	0	0	74	5	16	2	64	1	36	154	634
輸出国	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計					
米国	18	0	0	0	0	0	0	1,004					

1.3.4 BSE リスク国から輸入された動物性油脂に関する情報

1986～1999年について、データが記載されていなかった。

国際貿易統計データベース(World Trade Atlas) (一部は政府発行の貿易統計) を調査したところ、各国 (リスク国) からニカラグアへの動物性油脂の輸出が確認された (表参照) が、事実関係如何。

1986～1999年の輸入動物性油脂のデータがある場合はデータを添付すること。データが無い場合、もしくは不明の場合はその旨を記載すること。

(データ無し、不明、及び回答が得られない場合、貿易統計の数値に基づきリスク評価を行うこともある。)

また輸入された動物性油脂の用途 (とくに牛の代用乳や濃厚飼料に使用されたか) についても、分かる範囲で記載すること。

【国際貿易統計データベース(World Trade Atlas) (一部は政府発行の貿易統計) による、各国からの動物性油脂の輸出トン数(HSコード1502.00,1503.00,1516.10の合計)】 (単位: トン)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
米国			6,553	16,296	20,903	9,988	19,699	8,249	10,819	10,925	9,818	5,329	8,898
カナダ	0	2,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,199	3,685
合計	0	2,320	6,553	16,296	20,903	9,988	19,699	8,249	10,819	10,925	9,818	6,528	12,583

輸出国	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
米国	8,999	13,801	13,784	16,624	3,000	10,658	10,284	204,626
カナダ	3,435	1,200	0	1,995	11,727	6,026	4,200	35,788
合計	12,434	15,001	13,784	18,618	14,727	16,685	14,484	240,414

1988～1999年にかけて、これら商品の輸入統計を持っていない。最初の質問状に対して回答した2000～2007年の統計データが正しいものである。

輸入された油脂の大半は工業用で、家畜用の飼料ではない。

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
米国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	440
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	440
輸出国	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計					
米国	0	1,080	2,064.58	5215.236	400	0	1070.12	10269.93					
カナダ		400	0	0	470.198	501.264	0	1371.462					
合計		1,480	2064.588	5215.236	800.198	501.64	1,070.12	11641.392					

2 暴露・増幅リスク

2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢(月齢)毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

*飼料給与方法…例) 初乳、代用乳、カーフ・スターター、粗飼料 等

乳牛及び肉牛の代表的な飼料給与方法を分かる範囲で回答頂きたい。(特に、仔牛への給与方法(代用乳、カーフスターターを給与しているか)について、分かる範囲で記載)

(乳牛)

ステージ*					
週齢又は月齢					
飼料内容					

*ステージ…例) 子牛、育成牛、成牛等

(肉牛)

ステージ*					
週齢又は月齢					
飼料給与方法					

* ステージ…例) 子牛、育成牛、肥育牛等

生後 7~15 日…初乳(体重を最適に増加させるため、また病気への耐性を高めるため)

- ・ 40 日以降…補助飼料として濃厚飼料を与える。また反すうのためにまぐさを与える
- ・ 7 ヶ月以降~12-15 ヶ月まで…粗放的飼育または集約的飼育。

まぐさ(イネ科、マメ科)と少量のマメ、ミネラル、塩

家畜

ニカラグアの家畜業は国内で最も栄えている産業の 1 つである。景気後退にもかかわらず、家畜業はこれまで一定の成長を遂げ、特にここ数年成長を遂げている。大部分の家畜業がこれにあてはまっている。

- ・ 家畜の管理に関し、特定のモデルはない。子牛及び若い雄牛には、水とまぐさを与えている。中小企業については粗放的飼育。
- ・ 大手生産者はカテゴリー別に管理する能力を有しているが、視点及び戦略は、商業目的(より多くの収入を得るために短期間で急速に太らせる)となっている。

2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

肉牛と乳牛の混合飼育の有無及び割合について記載。割合は概数でも可。不明の場合は「不明」と記載

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

はい →下記質問へ いいえ

不明

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007年現在)

このデータは計算されたことが無く、パーセンテージを出すことはできない。

2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合

*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

牛と豚・鶏の混合飼育の有無及び割合について記載。割合は概数でも可。不明の場合は「不明」と記載

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

はい →下記質問へ いいえ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007年現在)

2.2.2.1 飼料製造施設数

専用及び混合施設の概数について記載

また混合施設では、ライン分離やライン洗浄などの交差汚染防止対策及びそれぞれの施設数について分かる範囲で記載

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載

(各期間で、稼働していた全ての施設数)

飼料生産施設の種類		稼働施設数				
		1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
専用施設 *1	豚用飼料専用					
	家禽用飼料専用					
	家禽及び豚用飼料専用					
	反芻動物用飼料専用					
混合施設 *2	ライン分離済み					
	ラインを洗浄					
	特に交差汚染防止対策は取っていない					

*1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

*2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

反芻動物の副産物を牛に与えることは 8 年前から禁止されている。ニカラグアには肉骨粉工場は 4 つしかない。さらに、育成過程において肉骨粉を与えているという情報はない。肉骨粉が含まれているかどうかを検討する際に重要なのは加工過程にあり、BSE の要因を不活性化することはできない。肉骨粉の供給に関し、確たる情報は無いが、一般的に言えるのは、大半は鳥と豚に供給されているということである。家畜を増産している家畜業者の大半は、牧草やまぐさなど様々な種類の飼料を与えており、肉骨粉を含む食餌ではない。

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

(1)実施主体

実施日：2001 年 2 月 20 日

実施・修正コントロール措置

1. 肉骨粉の調理温度は 133℃で 20 分、3 気圧。
2. 牛に同種の肉骨粉を与えることは禁じられている。

(2)遵守状況確認の方法

農場での飼料給与に関する遵守状況確認の方法について記載

遵守状況の確認を行っていない場合はその旨を記載

存在しない。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

農場での飼料給与に関する遵守状況の確認結果について記載

不明もしくはデータ無しの場合、その旨を記載

年	検査の方法						違反事例の 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。例) 配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記すること。_____

- ・検査は、告発時、サンプリング時、ライセンスを与える時等、非常に特殊な状況を監視する際のみ行われる。
- ・加工施設においては、継続的モニタリングをおこなっている。

2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
	飼料製造・流通に関する規制についての記載 特に規制がない場合は「無し」と記載 関連法第 274 条及び 291 条 加工施設、輸入、貿易の登録のための要件

(2) 罰則規定

ない場合は「無し」と記載

2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

Direccion de Servicios Agrosanitarios DGPS/農牧省(MAGFOR)

(2) 遵守状況確認の方法

飼料製造施設での飼料製造に関する遵守状況確認の方法について記載

遵守状況の確認を行っていない場合はその旨を記載

検査フォームを用いた評価が行われている

(3) 確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

飼料製造施設での飼料製造に関する遵守状況の確認結果について記載

不明もしくはデータ無しの場合、その旨を記載

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。例) 配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記すること。_____

データ無し

2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果

MBM 等による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査について、2.2.4.1～2.2.4.4 に記載検査を行っていない場合、その旨を記載

行われていない

2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）

年	検査方法*1			検査サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準*2
	M	E	O			

*1 検査方法：M=顕微鏡検査 E=ELISA 法 O=その他（具体的に）

*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。

（例：>0.5%、>0.1%、>0%、及びまたはその他の基準）

牛の飼料のプログラムは無い

2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場））及び検査方法の詳細

サンプリングに関する規範は無い

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

該当せず

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

陽性サンプルが発見された場合の対応について記載

前歴なし

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別（専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類）

レンダリング施設に関するデータについて記載

とくに、混合施設でライン分離、ライン洗浄などの交差汚染防止対策が行われているかどうか、分かる範囲で記載

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載

※レンダリング・・・牛や豚などの家畜をと畜解体する時にでる食用にならない部分を、加熱し、水分を蒸発させ、油分を分離し、残渣を飼料、肥料や工業用資材に製品化すること。

表内のレンダリングに関するデータはニカラグアのと畜業者により作られたものである。

と畜場が併設された認可レンダリング施設はない。

認可と畜場には、レンダリングに入る生産ラインはない。

(箇所、トン（期間内の合計）)

			1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
専用 施設	原料に 反すう動物 由来のものを 含む	施設数	4	5	4	4	4
		生産量	25000	31250	30000	35000	38000
	原料に 反すう動物 由来のものを 含まない	施設数					
		生産量					
混合 施設	ライン分離済み	施設数					
		生産量					
	ラインを洗浄	施設数					
		生産量					
	特に交差汚染防 止対策は取って いない	施設数					
		生産量					

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

肉骨粉は、認証を受けたと畜業者の肉の副産物より作成している。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

肉骨粉は認可と畜場から得られた非食用部分を加工し製造する。
政府調査機関は交差汚染が無いことを保障している。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

肉骨粉は他の施設では製造されていない。認可施設のものを使用している。
他の素材や他の品種との交差汚染は存在しない。

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理の条件と、それがいつから実施されたか、分かる範囲で記載

代表的なレンダリング処理条件と生産状況 (箇所、トン（期間内の合計）)

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数	4	5	4	4	4
	生産量	25000	31250	30000	35000	38000
形態 B	施設数					
	生産量					
形態 C	施設数					
	生産量					
形態 D	施設数					
	生産量					

認可施設に設置されているレンダリングは、同一の標準化された生産工程を有している。

(3気圧、133℃、20分)

形態 A：圧力：_____ 温度：_____ 時間：_____ 連続処理/バッチ処理：_____ 他の条件：_____

3気圧 133℃ 20分 4連続処理

形態 B：圧力：_____ 温度：_____ 時間：_____ 連続処理/バッチ処理：_____ 他の条件：_____

形態 C：圧力：_____ 温度：_____ 時間：_____ 連続処理/バッチ処理：_____ 他の条件：_____

形態 D：圧力：_____ 温度：_____ 時間：_____ 連続処理/バッチ処理：_____ 他の条件：_____

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

1998年04月	動物・野菜衛生基本法 291
1990年09月	認証のための牛肉衛生検査規制
2004年10月	BSE 検査のサンプル報告
2004年07月	BSE マニュアル
2001年07月	議会決議 No.7 2001
2001年09月	議会決議 No.9 2001
1998年01月	議会決議 No.1 98

時期	規制の内容
	レンダリングに関する規制（レンダリングの処理条件等）についての記載 ない場合は「無し」と記載 上の記載を参照

(2)罰則規定

ない場合は「無し」と記載
コントロール調整
保持・保存
牛肉衛生検査法第 19、21、206

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

ない場合は「無し」と記載

農牧省（MAGFOR）

(2)遵守状況確認の方法

レンダリング施設における遵守状況の確認方法を記載

遵守状況の確認を行っていない場合はその旨を記載

農牧省（MAGFOR）が1ヶ月毎に定期的に肉骨粉の製造工程を調査（登録番号 No.0011）

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

不明もしくはデータ無しの場合、その旨を記載すること

年	検査の方法						違反事例の 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

肉骨粉製造施設が4つあり、月毎に検査が行われている。規定違反はこれまで無い。

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記。

豚や他の種の副産物を加工するレンダリング施設は存在せず、牛専用施設のみである（計4つ）。

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

II 2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理 によると、「と畜場内ではSRMの除去を行っている」と記載されているが、これは輸出用牛肉に限った処理であり、相手国から要請があった場合にのみ除去しているのか。

それとも、国内でのSRMの定義があり、輸出用牛肉と同様に国内消費用牛肉においてもSRMは除去されているのか。

●国内でのSRMの定義はあるか？

■はい

□いいえ

どちらかにチェックをする。また、「はい」の場合は、以下について記載

2.3.3.1 SRMの定義及び経時的なSRMの定義の変遷

SRMに指定された時期、SRMの範囲（部位および月齢）について記載

実施日 2004年1月4日

全月齢の個体の

- ・扁桃、小腸、回腸遠位部

30ヶ月齢以上の個体の

- ・脳、頭蓋、眼、三叉神経節
- ・せき柱、せき髄、背根神経節

以下のそれぞれの部位の利用実態について記載

(SRM に関する規制がある場合、その前後についてそれぞれ記載)

		利用実態 (食用／レンダリング後飼料利用／レンダリング後廃棄／焼却／埋却など)	
		規制前	規制後
健全牛	頭部 (脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く)	人の食用 扁桃：レンダリング	レンダリング
	せき柱 (背根神経節含む)	人の食用	レンダリング
	せき髄	人の食用	レンダリング
	回腸遠位部	副産物	レンダリング
	その他 (あれば記載) () 例) 腸、腸間膜	副産物	副産物
死廃牛、緊急と畜牛、生体検査で処分決定が下された牛		緊急と畜牛は検査で決定される。と畜後検査で、限定的に合格・全体的に不合格・部分的に不合格が決定される。 と畜前検査で不合格となった牛：焼却	緊急と畜牛：焼却 と畜前検査で不合格となった牛：焼却

3 サーベイランス

3.2.1.1 サーベイランス制度の概要および規則

BSE サーベイランスの対象となる個体の定義

「サンプリング対象は **24 ヶ月齢以上**の『神経症状を示す成牛』、『明らかな理由なく死亡した成牛』、『生産寿命を終えと畜された健康な成牛』、『健康な若齢と畜牛』」

とあるが、

II 2.4.1 BSE 検査実施要領においては、

「神経性症状を示す個体、歩行困難牛、多様な死因を伴って生前検査中に死亡した個体のすべてからサンプルを採取している」とある。

また、II 2.4.4 BSE 検査結果を見ると、「生後 30 ヶ月齢以上の健康と畜牛」の欄に検査頭数が記載されている。

以上から、サンプリング対象について書かれている内容に相違があり、対象が不明確であるので、サンプリング対象 (カテゴリー及び月齢) について説明して頂きたい。

1997 年に行われた Resolution XXII Reunion XXII in extraordinary H.Cirsra にて、OIRSA は OIE コードによる BSE リスク要因を分析した。
これにより 2000 年から OIRSA のすべての国のレベルで、各国の牛の数に応じて年間サンプリングを行うよう規定された。
BSE を検出した国の経験に基づき、また検出可能性を高めるため、サンプリングは性別、種別の優先

順位を減らし、24 ヶ月齢以上で、以下の条件に当てはまるものを行うよう指導された。

1. 神経症状の見られる牛（特にこれまで感染症あるいは外傷性の疾病の罹患を示していないもの）。明確な理由無く突然行動が変化した個体。扉に向かって歩くのを拒む、あるいは通常の音で簡単に驚く個体。あるいは、光に異常に敏感な個体や、明確な理由なく緊張している個体、搾乳時に蹴り上げる個体、死亡個体など。狂犬病の場合でも BSE として扱うことが重要である。狂犬病が否定されればサンプルを BSE 診断向けに送付する。
2. 明確な理由が分からず死亡した成牛
3. 生産寿命を終えてと畜された、健康な成牛
4. と畜された幼牛

年間サンプル数は、OIRSA の基準に基づいて計算される。

1999 年、反すう動物に BSE が感染していないことを示すため、ニカラグアの疫学サーベイランスプログラムが開始された。本プログラムでは、農場及びと畜場において神経症状が見られる牛が、研究所に送られる。

神経症状が見られる牛の多くは、麻痺性狂犬病か、バベシア病と言えるかもしれない。

2004 年以前は、全月齢を対象として、一ヶ月毎に認証企業のと畜場から健康牛をランダムに 3 頭選んでいた。2004 年以降は、成牛でのうち神経症状を見せるもの、特定の理由なく倒れているもの、認証検査で死んだものを選定している。

死廃牛 (fallen stock) について

3.2.1.1 (1)実施対象及び実施範囲、(2)カテゴリー別の年間母集団、3.2.2.1 実施頭数 (表) にある「死廃牛 : fallen stock」は、それぞれ「死亡牛」と「歩行困難牛」どちらの意味で記載されたか。

2001 年 1 月～2008 年 9 月まで、BSE 検査を 1,121 頭について行い、そのすべてで陰性の結果が得られた。サンプルの 45%は通常と畜牛、22%は死亡牛、33%は緊急と畜牛であった。

カテゴリー

1. 通常と畜牛 : と畜場でランダムに抽出され検査されたもの。何らかの症状を呈する動物ではない。
2. 死亡牛 : 農場などで死亡が確認されたものを含む

緊急と畜牛 : 何らかの神経症状を示したためと畜された動物。

例 : 頭をもたげる、歩行困難、足をひきずっているもしくはそれと同様の他の原因を持つもの。

歩行困難牛は、足の障害を持つ、もしくは眼に見える原因はないが臥位でいる動物。

3.2.2.1 実施頭数

「通常と畜牛」の欄に記載された数値と、II.2.4.4 BSE 検査結果の「生後 30 ヶ月齢以上の健康と畜牛」に記載された数値が異なるが、その理由について説明して頂きたい。

年	送付サンプル	陰性結果
2000	54	陰性
2001	96	陰性
2002	111	陰性
2003	104	陰性
2004	17	陰性
2005	21	陰性
2006	42	陰性
2007	39	陰性

2000年から2008年9月までのニカラグアでのBSE調査数

年齢	通常と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	合計
0	1	0	1	2
1	1	0	4	5
2	9	4	15	28
3	45	22	40	107
4	92	28	52	172
5	111	44	43	199
6	80	51	56	187
7	67	33	41	141
8	45	26	40	111
9	17	9	20	46
10	9	14	15	38
11	3	3	17	23
12	10	3	12	25
13	7	1	10	18
14	3	4	4	11
15	0	1	1	2
16	0	1	3	4
17	1	0	0	1
20	0	1	0	1
Total	487	213	357	1121

3.3 BSE 認知プログラム

●BSE 認知プログラムが存在するか？

■はい→以下の問い 3.3.1 へ／□いいえ→3.4

どちらかにチェックをする。また、「はい」の場合は、以下の 3.3.1～3.3.4 について記載

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

HACCP と SSOP の訓練 8 時間

サンプリング 2 時間

種別リスク素材の学習と処置 4 時間

公的獣医

HACCP と SSOP の訓練 8 時間 (様々なコース、日程)

新規制と BSE のマニュアル実施 8 時間 (様々な日程、コース)

3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者 (獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等) 及び人数

獣医師 8 検査員 32 と畜場管理 4

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類 (説明書、裏付け文書、その他の教材) について

農牧省(MAGFOR)内で実施。黒板、プロジェクター、マニュアル、フィルム、スライドなどが用いられる

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

ニカラグアでは BSE 陽性牛は出ていない

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

2 と畜場

2.6 ピッシング

ピッシングについて、前回スペイン語訳が正確に訳されていないため、以下の 2.6.1～2.6.3 について再度回答頂きたい。

※ピッシング…と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業のこと。解体作業中に牛の脚が激しくうごいてと畜場の作業員が怪我をすることを防止するためにおこなわれる。

2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則(法令)(規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

ニカラグアでは用いられていない。Captive Bolt Pistol が用いられている

2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

ニカラグアでは用いられていない

2.6.3 ピッシングを行っていると畜場数及び割合

(2007年現在)

ピッシングを行っていると畜場数	0 (0%)
ピッシングを行っていないと畜場数	5 (100%)

2.7. 頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去

日本に輸出される食肉における、以下のそれぞれの部位の除去状況について記載

	日本に輸出される食肉について、除去されているかどうか (○/×/把握していない)	除去している場合、除去される月齢 (全月齢/○○ヵ月齢以上)
頭部(脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く)	○	30ヶ月齢以上 扁桃は全月齢
せき柱(背根神経節含む)	○	30ヶ月齢以上
せき髄	○	30ヶ月齢以上
回腸遠位部	○	全月齢
その他(あれば記載) ()例) 腸、腸間膜	×	

2.7.1. 解体処理について

(8) 背割りを正中線からずらすような指導と行っているか

前回スペイン語訳が正確に訳されていなかったため、再度回答頂きたい。

はい、そのように指導が行われている。

5.1 輸出のための付加的要件等

○日本向け輸出のための BSE に関連した特別な要件があれば回答頂きたい（関連文書があれば添付）

○全と畜場・全食肉処理場のうち、日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設と、それらの施設のうち HACCP、SSOP を導入している施設の数

	全数	日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設数		HACCP、SSOP を導入している施設数
と畜場	5施設	日本向け輸出専用施設数	施設 4 0	施設 4 0
		国内消費用・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	施設 5 4	施設 5 4
食肉処理場	5施設	日本向け輸出専用施設数	施設 4 0	施設 4 0
		国内消費用・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	施設 5 4	施設 5 4

○日本向け輸出用食肉とそれ以外の食肉（国内消費用や他国向け輸出用）の両方を処理していると畜場・食肉処理場に関しては、それらの食肉が混同しないような対策が取られているか。また取られている場合は、その具体的な対策についても記載（ライン分離、時間帯分離／特になし／不明 等）

日本へ輸出している処理場は4つで、交差のラインは無い。